

可決した意見書

議会は地方自治法第99条の規定に基づき地方公共団体の公益に関する事件について意見書を提出することができます。今定例会では以下の4件の意見書を可決し、鎌倉市議会として内閣総理大臣及び関係省庁などに送付しました。

民事法律扶助事業に対する財政措置の充実に関する意見書

国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するため、平成12年4月に成立した民事法律扶助法において、民事法律扶助事業が創設され、同法に基づく指定法人の財団法人法律扶助協会が、国庫補助金を主たる財源として、裁判等に必要な費用を支払う資力がない者のために、代理援助や書類作成援助、法律相談援助など民事法律扶助事業の業務を行っているところです。

しかしながら、同事業の運営に必要な国庫補助金は法施行当時から極めて不十分なものにとどまっており、また、社会経済情勢を反映して自己破産などのため法的援助を求める国民がますます増加していることから、財源不足のために本来、扶助を受けるべき者が受けられないという事態が生じています。このまま放置すれば経済的弱者の司法へのアクセスを閉ざし、憲法第32条の理念、民事法律扶助法の目的に反することにもなりかねない。

よって政府におかれては、民事法律扶助事業の適正な運営と健全な発展のために、平成14年度補正予算において必要な財政措置を講ずるとともに、来年度以降の当初予算において十分な国庫補助金を確保するよう強く要望する。

安心して住み続けられる都市基盤整備公団の住宅に関する意見書

昨年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、都市基盤整備公団は平成17年度末までに廃止し、都市再生に民間を誘導するため、事業施行権限を有する新たな独立行政法人を設置するとともに、賃貸住宅の管理については、可能な限り民間委託の範囲を拡大し効率化を図り、居住の安定に配慮しつつ、入居者の同意を得た上で、可能なものは棟単位で賃貸住宅の売却に努めることとされたところである。

しかしながら、管理の民間委託や棟単位での売却が行われれば地域のコミュニティに大きな混乱が生じることが予想され、居住者の住まいに対する不安となっている。住まいは基礎かつ重要な生活の場であり、居住者が生活不安を抱かぬよう万全の措置を講ずることが不可欠である。

よって国及び都市基盤整備公団におかれては、都市基盤整備公団の住宅を公的使命を持った住宅としてとらえ、管理の民間委託や住宅の売却などに際しては、居住者との信頼関係を尊重し、充分な意思疎通のもとに行うよう強く要望する。

地方税財源の充実強化に関する意見書

現在、地方公共団体は、少子高齢化の進展に伴う地域福祉施策の推進、循環型社会の構築に向けた環境施策の推進、生活関連社会資本の整備、地域産業の振興対策など、多様化する住民の行政需要に対応するため、積極的な行財政改革に取り組む中で、効率的な財政運営に努めているところであるが、長引く景気の低迷による税収減や景気対策に伴う公債費負担の増加などにより危機的な状況にある。

さらに、特定の事業・施策の地方負担を交付税で措置する地方交付税制度のある方は、税財源の偏在を是正するという交付税本来の趣旨を逸脱するばかりでなく、普通交付税不交付団体に対しては、一方的な負担増を強制する結果になっている。

特に減税を初めとする景気対策等のための国の施策に対応する財源措置の多くが交付税対応となるため、普通交付税不交付団体にあっては何ら財源対策が講じられず、財政を圧迫する要因となっている。

よって政府におかれては、市民の受益と負担の関係を明確にし、地方分権を一層推進するため、地方税財源の充実強化を図るとともに、地方交付税制度の抜本的な見直しを強く要望する。

北朝鮮による日本国民拉致の徹底的な真相究明及び被害者に対する賠償責任を果たすよう求めることに関する意見書

8件11人に上る北朝鮮による日本人拉致については、四半世紀の長きにわたり、その家族の方々が最愛の肉親の消息を求めて活動を続けてこられるとともに、国会及び多くの地方議会においても、政府に真相究明に向けた具体的な行動を求める決議・意見書が採択されてきたところである。

しかし、平成14年9月17日に小泉純一郎首相と金正日総書記との間で行われた歴史的な日朝首脳会談において明らかにされた事実は、11人のうち4人生存6人死亡（残りの1人は北朝鮮への入国未確認）、また、上記のほかに3人について1人生存2人死亡という、余りにも信じがたいものであった。

日本国内または国外から何の罪もない日本国民を無理やり北朝鮮へ拉致・監禁し、その方々の人生を奪い、死に追いやった行為は、最大かつ最悪の人権侵害及び国家主権の侵害であり、断じて許せない所業である。我々は、これに強く抗議すると同時に、生存されている方々が、一日も早く安全に帰国できるよう最善を尽くすとともに、これが真実のすべてか、徹底した調査、真相究明の上、これらについて賠償責任も果たさなければならないと考える。拉致事件の真相究明は日朝国交正常化交渉の中で最優先されるべきである。

よって本市議会は、日本政府に対し、被害者の原状回復を直ちに実現した上で、一連の拉致事件の真相及び責任を究明し、誠心誠意その責務を果たすよう強く要望する。

斜面地開発に規制を新たな条例の制定など

今定例会に市長から新たな条例の制定議案二件、条例の一部改正するための議案二件、条例の一部改正するための議案六件、市道線の廃止・認定議案や物件供給契約の締結議案などの議案六件が提出されました。

また議員から鎌倉市議会議員定数条例の制定議案が提出されました。

議会では、鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例の制定

◎鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例の制定

本条例は、現行の開発事業指導要綱による規定を条例化する

とともに、斜面地における建築物に対する規制等の実施や、三

百平方メートル以上五百平方メートル未満の

事業を小規模開発として手続き

の対象とするなどのほか、手続

及び基準に対する実効性を確

保するため、処分性を持たせた

ものです。

議会では、斜面地の問題に

ついて、都市マスターープランな

どの行政計画を実現するための

検討を十分行わないまま条例化

するには拙速であり、また、広

く市民に受け入れられるような

ことです。

議会では、斜面地開発事業等

における手続及び基準等に関する条例の制定

本条例は、現行の開発事業指

導要綱による規定を条例化する

とともに、斜面地における建築

物に対する規制等の実施や、三

百平方メートル以上五百平方メートル未満の

事業を小規模開発として手続き

の対象とするなどのほか、手続

及び基準に対する実効性を確

保するため、処分性を持たせた

ものです。

議会では、斜面地の問題に

ついて、都市マスターープランな

どの行政計画を実現するための

検討を十分行わないまま条例化

するには拙速であり、また、広

く市民に受け入れられるような

ことです。

議会では、斜面地開発事業等

における手續及び基準等に関する条例の制定

本条例は、現行の開発事業指

導要綱による規定を条例化する

とともに、斜面地における建築

物に対する規制等の実施や、三

百平方メートル以上五百平方メートル未満の

事業を小規模開発として手続き

の対象とするなどのほか、手續

及び基準に対する実効性を確

保するため、処分性を持たせた

ものです。

議会では、斜面地開発事業等

における手續及び基準等に関する条例の制定

本条例は、現行の開発事業指

導要綱による規定を条例化する

とともに、斜面地における建築

物に対する規制等の実施や、三

百平方メートル以上五百平方メートル未満の

事業を小規模開発として手続き

の対象とするなどのほか、手續

及び基準に対する実効性を確

保するため、処分性を持たせた

ものです。

議会では、斜面地開発事業等

における手續及び基準等に関する条例の制定

本条例は、現行の開発事業指

導要綱による規定を条例化する

とともに、斜面地における建築

物に対する規制等の実施や、三

百平方メートル以上五百平方メートル未満の

事業を小規模開発として手続き

の対象とするなどのほか、手續

及び基準に対する実効性を確

保するため、処分性を持たせた

ものです。

議会では、斜面地開発事業等

における手續及び基準等に関する条例の制定

本条例は、現行の開発事業指

導要綱による規定を条例化する

とともに、斜面地における建築

物に対する規制等の実施や、三

百平方メートル以上五百平方メートル未満の

事業を小規模開発として手続き

の対象とするなどのほか、手續

及び基準に対する実効性を確

保するため、処分性を持たせた

ものです。

議会では、斜面地開発事業等

における手續及び基準等に関する条例の制定

本条例は、現行の開発事業指

導要綱による規定を条例化する

とともに、斜面地における建築

物に対する規制等の実施や、三

百平方メートル以上五百平方メートル未満の

事業を小規模開発として手続き

の対象とするなどのほか、手續

及び基準に対する実効性を確

保するため、処分性を持たせた

ものです。

議会では、斜面地開発事業等

における手續及び基準等に関する条例の制定

本条例は、現行の開発事業指

導要綱による規定を条例化する

とともに、斜面地における建築

物に対する規制等の実施や、三

百平方メートル以上五百平方メートル未満の

事業を小規模開発として手続き

の対象とするなどのほか、手續

及び基準に対する実効性を確

保するため、処分性を持たせた

ものです。

議会では、斜面地開発事業等

における手續及び基準等に関する条例の制定

本条例は、現行の開発事業指

導要綱による規定を条例化する

とともに、斜面地における建築

物に対する規制等の実施や、三

百平方メートル以上五百平方メートル未満の

事業を小規模開発として手続き